

警察本部
警察学校
各警察署

改正

昭和40年 5 月本部訓令第15号
昭和40年11月本部訓令第19号
昭和42年 7 月本部訓令第12号
昭和42年10月本部訓令第21号
昭和43年 5 月本部訓令第13号
昭和43年 7 月本部訓令第20号
昭和43年 8 月本部訓令第23号
昭和43年11月本部訓令第26号
昭和44年 3 月本部訓令第 5 号
昭和54年 7 月本部訓令第10号
昭和55年 4 月本部訓令第 4 号
平成 6 年 4 月本部訓令第11号
平成 6 年12月本部訓令第22号
平成 6 年12月本部訓令第24号
平成 8 年 8 月本部訓令第 9 号
平成10年 2 月本部訓令第 3 号
平成10年 9 月本部訓令第18号
平成10年11月本部訓令第21号
平成13年 3 月本部訓令第 4 号
平成14年 5 月本部訓令第18号
平成19年 6 月本部訓令第17号
平成20年 5 月本部訓令第10号
平成21年 9 月本部訓令第12号
平成22年 7 月本部訓令第12号
平成24年 3 月本部訓令第 6 号
平成25年 8 月本部訓令第13号
平成26年 8 月本部訓令第22号
平成29年 3 月本部訓令第 4 号
令和元年 6 月本部訓令第 1 号
令和 3 年 3 月29日本部訓令第17号
令和 4 年 3 月10日本部訓令第 1 号
令和 5 年 3 月 1 日本部訓令第 8 号
令和 5 年11月28日本部訓令第18号
令和 7 年 3 月 7 日本部訓令第 5 号
令和 7 年 3 月13日本部訓令第 8 号

自動車運転免許試験実施規程

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び青森県道路交通規則（平成10年 9 月青森県公安委員会規則第 7 号。以下「県規則」という。）に基づき、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う運転免許試験（以下「試験」という。）の実施について必要な事項を定め、試験の適正な運営を図ることを目的とする。

(試験場の名称及び位置)

第2条 県規則第24条第1項に規定する試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 青森県青森自動車運転免許試験場 青森市大字三内字丸山198番地4
- (2) 青森県弘前自動車運転免許試験場 弘前市大字大久保字西田38番地2
- (3) 青森県八戸自動車運転免許試験場 八戸市城下1丁目16番25号
- (4) 青森県むつ自動車運転免許試験場 むつ市中央1丁目19番1号

(試験官)

第3条 青森県警察本部交通部運転免許課長(以下「課長」という。)は、試験が確実かつ迅速に行われるように、試験の都度、主任試験官、適性試験官、学科試験官及び技能試験官を指名するものとする。

- 2 主任試験官は、適性試験官、学科試験官及び技能試験官を指揮監督するとともに、試験事務の公正、適正な運営に努めなければならない。

(試験日及び試験種類)

第4条 第2条に規定する試験場における試験日、受付時間及び試験種類(以下「試験日等」という。)は、別に定める運転免許試験実施要領によるものとする。

- 2 試験日が青森県の休日に関する条例(平成元年3月青森県条例第3号)に規定する休日に当たるとき及び公安委員会が特に必要と認めたときは、試験を行わないものとする。
- 3 試験日等を変更するときは、その都度、公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。

(申請書の受理)

第5条 運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者の免許申請書の受理は、試験の当日、試験場において行うものとする。

- 2 免許を受けようとする者の免許申請書の受理は、規則第17条第2項、第3項若しくは第4項、規則第18条第1項若しくは第2項又は規則第18条の2第1項若しくは第2項の規定により行うものとする。

(適性試験)

第6条 適性試験は、適性試験官が、規則第23条に規定する科目について行い、合格者に対しては、免許を受けようとする者の免許申請書の適性試験結果表の実施した科目欄に適性試験官が記名するものとする。

- 2 身体障害者に対する適性試験は、別に定める身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施の標準により技能試験官が行うものとする。

(学科試験問題の選定及び出題)

第7条 学科試験問題は、課長が試験ごとに選定し、出題するものとする。

(学科試験の時間)

第8条 学科試験の時間は、次のとおりとする。

- (1) 仮免許、小型特殊免許及び原付免許の学科試験 30分
- (2) 上記以外の免許の学科試験 50分

(学科試験の説明)

第9条 学科試験官は、試験開始前に受験者に対し、学科試験実施に当たり必要な事項を説明するものとする。

(採点等)

第10条 学科試験の結果は、運転免許試験実施要領で定める運転免許試験成績表により明らかにしておかなければならない。

(技能試験)

第11条 技能試験は、規則第23条の2、同第24条及び別に定める運転免許技能試験実施基準により行うものとする。

- 2 技能試験の試験日は、受験者の希望日を考慮した上で指定するものとする。

(試験コースの指定)

第12条 試験コースは、課長が指定するものとする。

(試験コースの明示)

第13条 技能試験官は、前条により指定された試験コースを掲示板等により明示し、受験者にあらかじめ周知するものとする。

（技能試験の説明）

第14条 技能試験官は、試験開始前に受験者に対し、技能試験実施に当たり必要な事項を説明するものとする。

（試験官の同乗及び観察）

第15条 技能試験官は、規則第24条第8項各号に定める運転能力を正確に観察し評価するとともに、非常の場合に補助操作をするため、同条第12項の規定に基づき、試験中、試験車両の助手席に乗車するものとする。ただし、運転席の横に運転者以外のものの乗車する設備のない試験車両については、運転能力を正確に観察できる場所において、又は他の車両に乗車して追尾するなどして観察するものとする。

（受験者の確認）

第16条 技能試験官は、運転免許申請書に貼付の写真、その他により受験者が申請者本人であることを確認しなければならない。

2 技能試験官は、路上試験を開始するときは、受験者の運転免許証（仮運転免許証を含む。）又は免許情報記録個人番号カード（法第95条の2第4項に規定するその者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。）を確認しなければならない。

（受験者の同乗）

第17条 技能試験官は、次に受験する者1名以上を同乗させて試験を行わなければならない。ただし、二輪型のもの又は特殊自動車などで、運転席が狭く、次に受験する者が同乗する余地のない車両については、この限りでない。

2 試験を最後に受ける者の場合は、試験を終了した者を同乗させて行わなければならない。ただし、試験を終了した者がいない場合は、この限りでない。

（可否の決定）

第18条 技能試験官は、個々の試験終了直後、技能試験成績表に記載された減点数を集計し、規則第24条第9項各号に定めるところにより可否を決定するものとする。

（棄権の取扱い）

第19条 適性試験、学科試験及び技能試験を受ける者が、当該試験開始時までには当該試験を行う場所に集合しないときは、棄権として取り扱うことができる。ただし、適性試験及び技能試験については、当該試験の終了時までには集合したときはこの限りでない。

（試験の結果発表等）

第20条 適性試験、学科試験及び技能試験の結果発表は、各試験終了後、主任試験官の確認を得た上で速やかに行うものとする。

2 各試験の合格者のうち、他の試験を受験するものには、当該試験の実施に必要な事項を指示、説明するものとする。

3 試験の合格者に対しては、運転免許証交付上必要な手続き及び安全運転上必要な事項を指導しなければならない。

4 学科試験の不合格者に対しては、その得点を受験者本人に提供することができるものとする。

（合格証明書の交付）

第21条 試験の合格者で、運転免許証を即日交付できない者に対しては、運転免許試験実施要領で定める運転免許試験合格証明書を交付するものとする。

（不正受験の取扱い）

第22条 試験係員は、法第97条の3及び県規則第26条第1項各号に掲げる不正の手段並びに試験官に金品を贈与するなどして、不正に試験を受け又は受けようとした者（以下「不正受験者」という。）を発見したときは、その者の試験を停止し、直ちに課長に報告しなければならない。

2 不正受験者に対し、期間を定めて受験停止を行う場合の受験停止基準は、不正受験者に対する受験停止期間の量定基準（別表）によるものとする。

（細目的事項）

第23条 この規程に規定するもののほか、細目的事項は、別に定める。

附 則（平成19年本部訓令第17号）

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成20年本部訓令第10号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年本部訓令第12号）

この訓令は、平成21年10月4日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第12号）

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年本部訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年本部訓令第13号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定、第2号様式の改正規定及び第3号様式の改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年本部訓令第22号）

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年本部訓令第1号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日本部訓令第17号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月10日本部訓令第1号）

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年3月1日本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月28日本部訓令第18号）

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和7年3月7日本部訓令第5号）

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

附 則（令和7年3月13日本部訓令第8号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第22条関係）

不正受験者に対する受験停止期間の量定基準

不正の態様		受験停止の期間
1 受験者相互又は第三者との間に不正の通謀をなした者	(1) 答案の交換を行った者	8月から10月
	(2) 受験番号の交換を行った者	同上
	(3) 答案を他の受験者に写させた者	同上
	(4) 暗号等により通謀した者	8月から1年
	(5) 上記以外の方法により通謀した者	4月から6月
2 受験者相互又は第三者をして身替りに受験し、又はさせた者	(1) 適性試験時に行った者	10月から1年
	(2) 学科試験時に行った者	同上
	(3) 技能試験時に行った者	同上
3 学科試験において盗み見等の行為をした者	(1) 他人の答案を書き写した者	4月から6月
	(2) 他人の答案と対照した者	同上
4 その他不正の手段により試験係員を誤信させるような行為をした者	(1) 参考書、カンニング用メモ等により不正行為をした者	10月から1年
	(2) 試験申請書に現に受けている免許を故	同上

	意に記載しない者	
	(3) 住民票の写しに記載の生年月日等を改ざんして提出した者	同上
	(4) 他人の住民票の写しを提出した者	同上
	(5) 運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの記載内容（免許種別、免許年月日、氏名等）又は特定免許情報の記録内容を改ざんして提出した者	同上
	(6) 運転免許経歴証明書の記載内容を改ざんして提出した者	同上
	(7) 試験の一部を免除する証明書を偽造又は変造して提出した者	同上
5 免許試験に関して、試験係員に金品を贈与した者		1 年